ブレークモア法律事務所
弁護士
平野 高志 氏

（下記は弁護士平野高志が当協会向けに配布しているニュースレターを再編集したものである）

仕様変更と納期の変更で起こった「日本郵政 対 ソフトバンクのシステム開発裁判」

仕様変更と納期の変更というシステム開発でよく起こる問題についての「日本郵政（JPiT）対ソフトバンク（SB）裁判」を取り上げます。システム開発を行う会社、システム開発を発注する会社にとってとても参考になる事件です。

事件は、日本郵政グループ各社が共通インフラとして利用している郵政総合情報通信ネットワーク（PNET）についてのプロジェクト（以下、本件プロジェクト）で起こりました。通信量の増大への対応や回線経費の削減等を目的として，主にメタル回線からなる4次PNET（以下、旧回線）から、主に光ファイバー回線からなる5次PNET（以下、新回線）を用いた次世代ネットワークに移行するためのプロジェクトです。本件プロジェクトでは発注内容を業務ごとに8分割し、JPiTが各ベンダに対して直接発注することになりました。（よくあるプライムが存在しなかった点に特徴があります）

入札の結果、以下の各社がそれぞれ落札しました。

①設計・工程管理支援はアクセンチュア株式会社（訴外）

②回線サービス（日本郵政グループ各社の機器等が配置されるセンター側の回線の敷設，日本郵政グループ会社の本社、支店、郵便局等の拠点等向けの回線敷設及び保守）についてはSB

③ネットワーク機器導入については日本電気株式会社（訴外）

④外部接続環境用機器導入については，伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（訴外）

⑤無線LANサービスについては，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（訴外）

⑥ネットワーク管理システムの導入については株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（訴外）

⑦移行管理・調整（各受託者が実施する移行・導入作業について，①で作成される移行・導入計画に基づき各受託者が作成する詳細な移行・導入計画・実施要領の取りまとめ，移行対象となる利用センターや拠点等との連携，業者間，他プロジェクト及び日本郵政グループ各社との調整）については株式会社野村総合研究所（以下、NRI）

⑧統合インターネット（日本郵政グループへの統合インターネットシステムの提供に当たり必要となるハードウェア及びソフトウェアを含む回線サービスのJPiTへの貸与，システムを構成する機器の設置場所等の提供及び稼働監視，障害時の現地保守等）についてはSB

双方が168億円～240億円の損害金を請求

裁判はSBがJPiTとの間の請負契約の対象外となる追加業務が発生したと主張し、商法512条の規定に基づく等を理由として、相当な報酬として約240億円とその遅延損害金の支払いを求め、予備的に協力義務違反に基づく同額の損害を賠償するよう請求した（甲事件）。そもそもこんな大きな金額を追加報酬として請求すること自体驚きです。

上記のSBの訴訟に対してJPiTは反訴を提起し、SBは、各拠点ごとの履行期までに回線移行を完了すべきであったにもかかわらず、各拠点ごとの回線移行を完了できなかったこと等を主張して、履行遅滞に基づき、損害金合計約168億とその遅延損害金（うち約161億円とその遅延損害金についてはNRIと連帯して）支払うようSBに求めました（乙事件本訴）。

またJPiTは、NRIに対し、NRIはSBによる回線調達業務の進捗管理等をすべきであったにもかかわらず債務の本旨に従った履行をしなかった結果本件プロジェクトが遅延したなどと主張して、債務不履行に基づき、損害金合計約196億円とその遅

平野 高志 氏 プロフィール

1985年 弁護士登録
1985年-1988年 八木総合法律事務所（現牛島法律事務所）
1988年-1990年 米国シカゴMasuda,Funai,Eiffert＆Michell法律事務所
1990年 ブレークモア法律事務所入所
2000年-2006年 マイクロソフト日本法人（法務担当執行役等）、ブレークモア法律事務所に復帰
社団法人コンピュータソフトウェア協会フェロー、財団法人ソフトウェア情報センター評議員、
株式会社ファルテック監査役、リョービ株式会社監査役、ミルボン株式会社監査役、著作権法学会員、
日本工業所有権法学会員、日本経済法学会員、情報処理推進機構 2020年モデル取引・契約書見直し検討部会 主査

延損害金を（うち約161億円とその遅延損害金についてはSBと連帯して）支払うよう求めました（乙事件本訴）。

2審で逆転判決、ソフトバンクの日本郵政への請求は棄却

裁判は1審で7年を要し、ソフトバンクに対してJPiTに約100億円の支払いを求める判断がでています。なお、遅延損害金が契約で14.6%とされており、7年たっているので利息だけで100億円になっています。全体の作業の遅延は3か月ですが、拠点は20000以上あり、3か月以上の遅延が起きている拠点も多数あり、遅延によって古い回線の高い回線料を支払ったこと、遅延によっていろいろな業者様々な請求をしており、これによって約150億円の損害が発生したというものです（過失相殺3割）。一方JPiTに対して追加作業の対価としてソフトバンクに19億支払うことを命じています。

1審判決から2年過ぎた今年の3月に東京高裁で判決がでて、逆転判決となり、JPiTへの請求は棄却されて請求できる額がゼロになりました。利息も考えると200億円がゼロになりました。一方でソフトバンクの追加作業に対する支払額も大幅に減額され19億円から6500万円弱となりました。これも利息を考えれば38億から1.3億円への減額です。

追加作業やプロジェクトの遅延などに対する社内ルールが必要

事件の検討を通じて、下記について考える必要があります。

1. 追加業務に対してどう対応すべきか（要件定義の甘さが関連する、よくでてくる問題です。みなが悩んでいます）
2. 履行期についてどう対応すべきか（ご存じのとおり履行期はよく変更されます。変更についてどう処理するかの問題です）
3. 全体の調整のような仕事（NRIやアクセンチュアのような仕事）においてはどのような点に留意すべきか

この事件では1審、2審ともに、確定した書面になっていない約束は認めない裁判所の姿勢が明らかになっています。

仕様の変更があるときに「これは追加の作業ですよね？有償ですよ」との確認を現場の判断で行うことは難しく、ましてや書面での確認はもっと難しいと思います。ですから、受注者としては仕様変更、追加作業の要請がきたときにどのように対応したらよいかの社内ルールが大切で、そのルールを契約の相手方と合意する必要があります。一方で発注者としては仕様変更したつもりではないのに、追加費用がとられることがないように留意する必要があります。

また履行期もしょっちゅう変わりますが、遅延についてその時に遅延損害金をとることについて書面で明確にしていない限り遅延について損害賠償を負うことは少ないようです。そうすると、発注者側も受注者側もプロジェクトの遅延についてどのように対応したらよいかをあらかじめ決めておいて、遅延損害金をとれると思ってとれなかったり、取られないと思うてとられたりのサプライズがないようにすることが大切です。

上記の「仕様変更、追加作業の要請がきたときの対応」「プロジェクトの遅延についての対応」の2つについては現場での対応は難しく、会社としての対応の具体的なルールが必要で、しかもそのルールが働く仕掛けが必要です

追加業務についての教訓

- 変更の合意（だまってやったら有料にならない）
- 役割分担が明確でない部分は有料にならない（共同作業は注意）
- 変な報告書をだされたら文句を言わないと裁判所はそれを信用する
- 見積ミスと言ったら追加にならない
- 関連する作業は追加にならない
- 何をしたかを具体的に言えないと追加にならない
- 契約当初全くなかった話は追加になる
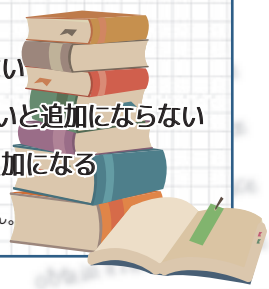
＊いずれも可能性が高いということ。結論が保証されている訳ではありません。